

横浜市行政不服審査会答申
(第49号)

平成30年7月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 29 年度市民税・県民税税額変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 27 年 12 月に「厚生年金基金退職年金裁定請求書」を B 厚生年金基金（以下「本件厚生年金基金」という。）に提出し、平成 28 年 2 月 1 日に公的年金が、A 信託銀行株式会社（以下「本件信託銀行」という。）から審査請求人の普通預金口座に振り込まれた。その後、審査請求人は、同日に振り込まれた公的年金及び同年 4 月 1 日に振り込まれた公的年金の合計 5,336,179 円全額を同日に小切手で振り出した。

磯子区長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、平成 30 年 1 月 5 日、①市民税・県民税（平成 27 年度）税額変更処分（平成 30 年 1 月 5 日付け通知）及び②市民税・県民税（平成 28 年度）税額変更処分（平成 30 年 1 月 5 日付け通知。以下、両処分を併せて「本件各処分」という。）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件各処分に不服があるとして、本件各処分の取消しを求めて審査請求を申し立てた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び物件において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

平成 28 年 2 月 1 日及び同年 4 月 1 日に本件信託銀行から振り込まれた年金合計 5,336,179 円については、その全額を同年 4 月 1 日に小切手にして出金したから、審査請求人の所得とは認められない。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 市民税・県民税が賦課される場合について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）は、賦課期日である 1 月 1 日現在、市内に住所を有する個人に対して、均等割額及び所得割

額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしている（法第 23 条、第 24 条第 1 項第 1 号、第 39 条、第 41 条第 1 項、第 292 条、第 294 条第 1 項第 1 号及び第 318 条）。

審査請求人は、本件各処分にかかる賦課期日である平成 27 年 1 月 1 日及び平成 28 年 1 月 1 日、横浜市内（磯子区）に住所を有していたから、本件各処分に係る市民税・県民税が課されることとなる。

(2) 本件信託銀行から支払われた年金を所得の金額に算入する根拠について

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項は、雑所得の金額について、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と規定している。

所得税基本通達（昭和 45 年 7 月 1 日直審「所」第 30 号）36-14 は、雑所得の収入金額等の収入すべき時期を定め、(1)ロでは、「法令等の改正、改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改正、改訂の効力が生じた日（注）裁定…等により既往に遡って支払われる公的年金等については、法令等により定められた当該公的年金等の計算の対象とされた期間に係る各々の支給日によることに留意する。」としている。

本件では、本件信託銀行から審査請求人の平成 26 年分及び平成 27 年分公的年金等支払報告の提出があり、審査請求人に対する平成 27 年度分及び平成 28 年度分の市民税・県民税の税額に不足があることが判明したため、実際に支払いを受けた日にかかわらず、平成 26 年中及び平成 27 年中の所得金額に算入し、本件各処分を行った。

(3) 以上のとおり、本件各処分に係る市民税・県民税の算定は、適正になされているから、本件各処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の請求には理由がない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 公的年金等の裁定時期における収入金額の収入すべき時期について

ア 所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項は、「雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。」と定め、同項第1号は、「その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額」と定めている。

所得税基本通達(昭和45年7月1日直審「所」第30号)36-14は、「雑所得の収入金額…の収入すべき時期は、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日によるものとする」とし、「(1)法第35条第3項《雑所得》に規定する公的年金等」「ロ 法令等の改正、改訂が既往にさかのぼって実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧公的年金等の差額で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改正、改訂の効力が生じた日 (注)裁定…等により既往にさかのぼって支払われる公的年金等については、法令等により定められた当該公的年金等の計算の対象とされた期間に係る各々の支給日によることに留意する。」としている。

イ 本件では、審査請求人から、「厚生年金基金退職年金裁定請求書」、「厚生年金基金年金裁定通知書」、「厚生年金基金年金裁定通知書(明細)」、「厚生年金基金年金額変更通知書」及び「公的年金等の源泉徴収票」のご送付について」が提出されている。

(ア) 「厚生年金基金退職年金裁定請求書」及び「厚生年金基金年金裁定通知書」によれば、審査請求人は、平成22年9月5日、老齢厚生年金第1種退職年金の受給資格を取得したところ、実際に裁定請求をしたのは平成27年12月であったことが認められる。

(イ) 「厚生年金基金年金裁定通知書(明細)」によれば、審査請求人について、支給開始予定であった平成22年10月から平成27年12月までの間、本来支給すべきだった年金が支給されていなかったこと、この間の基本年金の未支給額は5,005,917円(平成22年10月から平成27年9月分までは基本年金967,600円及び同年10月から同年11月までは基本年金

1,007,500円として算定)、加算年金の未支給額は52,483円(平成27年11月から同年12月まで加算年金314,900円として算定)の合計5,058,400円であったこと及びこれに定例支給分(平成27年12月分及び平成28年1月分)の基本年金167,917円と加算年金52,484円を加えた金額合計5,278,801円(ただし、ここから源泉徴収額が控除される)が変更後の最初の年金受取日である平成28年2月1日に支払われるべきであったことが認められる。

(ウ) 「厚生年金基金年金額変更通知書」によれば、審査請求人について、平成27年10月から、審査請求人が加入員資格を喪失したことにより、年金額が変更になったこと、変更後の年金額は、基本年金1,007,500円、加算年金314,900円となったこと、その結果、平成27年10月以降の支給すべき1年間の年金額は1,332,240円となったこと及び変更後の最初の年金受取日は平成28年2月1日であることが認められる。

(エ) 「「公的年金等の源泉徴収票」のご送付について」によれば、平成22年10月から平成27年12月までの間の未支給分合計5,058,400円を、税務上、各年分の所得として扱うこと、平成28年中に、審査請求人に対し、本件厚生年金基金の指示により、年金を支払ったこと及び平成28年中に支払った年金の一部が、税務上「源泉徴収票」上部に記載された年分の所得となることが認められる。

ウ アのとおり、未支給の年金が、過去分にさかのぼって、実際には平成28年2月1日に支給されたとしても、税務上は、本来支給されるべきであった時期に収入したものとされる。

したがって、平成22年10月から平成27年12月までの間の未支給分合計5,058,400円を、税務上、各年分の所得として扱い、平成26年分支給年金967,600円を平成26年分の所得と、平成27年分支給年金1,026,734円を平成27年分の所得として扱うことは適法である。

(2) 市民税・県民税(平成27年度)税額変更処分における税額の適法性

ア 所得割額について

市民税・県民税の所得割額について、この課税標準は「前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする」(法第32条第1項、法第313条第1項)及び「前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする

場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第 22 条第 2 項又は第 3 項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする」(法第 32 条第 2 項、法第 313 条第 2 項) としている。

所得税法は、雑所得の金額について、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等に規定される公的年金等の収入から公的年金等控除額を控除した残額(所得税法第 31 条第 1 号、同法第 35 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項) としている。また、不動産所得については、同法第 26 条の規定により、「その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。」と規定する。

本件では、審査請求人の公的年金収入金額は、1,507,232 円であり、公的年金等控除額 751,808 円を控除し、審査請求人の平成 26 年中の雑所得は 755,424 円となる（同条第 4 項）。

また、不動産所得は、審査請求人が税務署に提出した確定申告書に、「2,329,110」円と記載されているとおりである。

次に、所得控除については、法第 34 条、法第 314 条の 2 に列挙されているところ、各条第 2 項では、「所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から 33 万円を控除するものとする」（法第 34 条第 2 項及び法第 314 条の 2 第 2 項）と定めている。

なお、条例第 29 条は「所得割の納税義務者に対しては、法第 314 条の 2 の規定に定めるところにより、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する」と定めている。

審査請求人の雑所得の金額 755,424 円及び不動産所得の金額 2,329,110 円の合計額 3,084,534 円から、所得控除として基礎控除 330,000 円を控除した所得金額 2,754,000 円(法第 20 条の 4 の 2 第 1 項の規定により、1,000

円未満端数切捨て) を課税標準額とする。

市民税の所得割額については、法第 314 条の 3 の規定により「所得割の額は、課税所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 の標準税率によって定める率を乗じて得た金額とする」とする。また、調整控除については法第 314 条の 6 第 2 号イの規定により、1,500 円になる。条例第 29 条の 2 (平成 29 年 10 月改正前) は、所得割の税率について、「所得割の額は、課税総所得金額…の合計額に、100 分の 6 を乗じて得た額とする」としている。

次に、県民税の所得割額については、法第 35 条にて、「所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 4 の標準税率によって定める率を乗じて得た額」とする。また、調整控除については法第 37 条第 2 号イの規定により、1,000 円となる。神奈川県県税条例 (昭和 45 年神奈川県条例第 26 号。平成 29 年神奈川県条例第 48 号改正前。以下「県税条例」という。) 第 9 条は「所得割の税率は、100 分の 4 とする」とし、同条例附則第 41 項が「水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる」、同項第 1 号において、「所得割の税率は、第 9 条の規定にかかわらず、100 分の 4.025 とする」と特例措置が定められている。

以上の規定によれば、市民税の所得割額は、課税標準額 2,754,000 円に 6% を乗じた額 165,240 円から、調整控除額 1,500 円を控除した 163,700 円 (法第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により、100 円未満端数切捨て) が、市民税の所得割額となる。

次に、県民税の所得割額は、課税標準額 2,754,000 円に 4.025% を乗じた 110,848.5 円から、調整控除額 1,000 円を控除した 109,800 円 (法第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により、100 円未満端数切捨て) となる。

したがって、所得割額の合計は 273,500 円となる。

イ 均等割額について

市民税・県民税の均等割については、原則として、市内に住所を有するすべての住民に均等に課されるべきものである (法第 23 条第 1 項第 1 号、第 38 条、第 292 条第 1 項第 1 号及び第 310 条)。

そして、審査請求人の均等割額を計算すると、まず、市民税に係る均等割額については、法第 310 条が「個人の均等割の標準税率は、3,000 円とする」としている。条例第 25 条も「第 21 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の者に対して課する均等割の税率は、年額 3,000 円とする」としたうえで、同条例附則第 9 条の 4 の 2 が「平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 25 条の規定にかかわらず、同条に規定する額に 500 円を加算した額とする」としている。

横浜市では、更に、横浜みどり税条例（平成 20 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 項において、「平成 26 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例附則第 9 条の 4 の 2 の規定にかかわらず、同条に定める額に 900 円を加算した額とする。」としている。

以上により、市民税の均等割額については、上記をすべて加算した 4,400 円となる。

次に、県民税の均等割額は、法第 38 条は「個人の均等割の標準税率は、1,000 円とする」とし、県税条例第 11 条も「個人の均等割の税率は、1,000 円とする」としている。

そして、県税条例附則第 41 項が「水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の県民税について、次の各号に定めるところにより、税率の特例措置を講ずる」、同項第 2 号において、「均等割の税率は、第 11 条及び附則第 7 項の規定にかかわらず、1,300 円（平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度分にあつては 1,800 円）とする」と特例措置が定められている。

したがって、県民税の均等割額については、上記特例措置により、1,800 円となる。

以上のとおり、平成 27 年度の審査請求人の市民税の均等割額は 4,400 円、県民税の均等割額は 1,800 円と計算されるから、均等割額の合計は、6,200 円となる。

ウ 審査請求人に課される市民税・県民税（平成 27 年度）の税額について
ア及びイのとおり、市民税・県民税（平成 27 年度）税額変更処分において審査請求人に課される税額は、所得割額 273,500 円及び均等割額

6,200 円の合計である 279,700 円となる。

(3) 市民税・県民税（平成 28 年度）の税額変更処分の税額について

ア 所得割額について

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。平成 29 年法律第 4 号改正前によるもの。）第 41 条の 15 の 3 は、「年齢が 65 歳以上である個人が、平成 17 年以後の各年において、その年中の所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第 4 項（同法第 165 条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「70 万円」とあるのは、「120 万円」とする」と規定する。

本件では、審査請求人の公的年金収入金額は 1,586,865 円であり、公的年金等控除額 1,200,000 円を控除し、審査請求人の平成 27 年分の雑所得は 386,865 円となる（同条第 4 項及び租税特別措置法第 41 条の 15 の 3 第 1 項）。

また、不動産所得は、審査請求人が税務署に提出した確定申告書に、「2,343,181」円と記載されているとおりである。

審査請求人の雑所得の金額 386,865 円及び不動産所得の金額 2,343,181 円の合計額 2,730,046 円から、社会保険料控除として 88,620 円及び所得控除として基礎控除 330,000 円を控除した所得金額 2,311,000 円（法第 20 条の 4 の 2 第 1 項の規定により、1,000 円未満端数切捨て）を課税標準額とする。

市民税の調整控除については法第 314 条の 6 第 2 号イの規定により、1,500 円になり、県民税の調整控除については法第 37 条第 2 号イの規定により、1,000 円となる。

(2)アと同様の規定により、市民税の所得割額は、課税標準額 2,311,000 円に 6% を乗じた額 138,660 円から、調整控除額 1,500 円を控除した 137,100 円（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により、100 円未満端数切捨て）が、市民税の所得割額となる。

次に、県民税の所得割額は、課税標準額 2,311,000 円に 4.025% を乗じた 93,017.75 円から、調整控除額 1,000 円を控除した 92,000 円（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により、100 円未満端数切捨て）となる。

したがって、所得割額の合計は 229,100 円となる。

イ 均等割額について

(2)イと同様、市民税の均等割額については、4,400 円、県民税の均等割額は、1,800 円となる。

したがって、均等割額の合計は、6,200 円となる。

ウ 審査請求人に課される市民税・県民税（平成 28 年度）の税額についてア及びイのとおり、市民税・県民税（平成 28 年度）税額変更処分において審査請求人に課される税額は、所得割額 229,100 円及び均等割額 6,200 円の合計である 235,300 円となる。

(4) 結語

(2)のとおり、市民税・県民税（平成 27 年度）税額決定処分より 75,700 円増額した市民税・県民税（平成 27 年度）税額変更処分は、地方税法の定める手続にしたがって、適法かつ適切に行われた。

また、(3)のとおり、市民税・県民税（平成 28 年度）税額決定処分より 38,800 円増額した市民税・県民税（平成 28 年度）税額変更処分は、地方税法の定める手続にしたがって、適法かつ適切に行われた。

なお、その他の審査請求人の主張については、いずれも本件各処分を違法又は不当足らしめる主張ではなく、本件各処分が適法かつ妥当であるとの結論を左右しない。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 3 月 29 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年 4 月 18 日	・ 弁明書の受理
平成30年 5 月 7 日	・ 審理手続の併合
平成30年 5 月 8 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 5 月 24 日	・ 反論書の受理
平成30年 6 月 4 日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年 6 月 12 日	・ 審査請求人に対する物件の提出要求
平成30年 6 月 20 日	・ 審査請求人から物件の提出
平成30年 7 月 4 日	・ 審理手続の終結
平成30年 7 月 5 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 7 月 5 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 7 月 18 日	・ 調査審議